

○公 告

型式の検定に係る遊技機の公示について

次の遊技機の型式につき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定に基づき、公示する。

令和3年4月30日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙一

遊技機の種類	型式の名称	製造業者名	申請者		検定番号	検定の有効期間
			氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
ぱちんこ遊技機	P遠山の金さん2 遠山桜と華の密偵JQA	株式会社JFJ	株式会社JFJ 今山 武成	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	5420	公示の日から3年間